## 不適切な指導(パワー・ハラスメント)事案の発生と 副町長の辞職、町長・教育長の減給処分について

この度、本町では標題の事案が発生し、副町長は辞職、町長・教育長は減給処分としました。その経過、内容等について、次のとおりご報告申し上げます。

## (1) 経過概要

・令和4年11月 職員1名が体調不良により出勤できない状況となり、病院を受 診し、「抑うつ状態」と診断された。当該職員から「長年の副町長 の言動が原因で心が壊れた」との申し出があった。

町では対策委員会を設置し、内部調査、対応協議を行った。

- ・ 同年 12月 産業医等から「副町長の言動と当該職員の抑うつ状態の間にはかなりな程度因果関係がある」との所見が提出され、調査を行った。
- ・令和5年 2月 当該職員の回復状況を待って担当職員が面談した。 対策委員会では「本事案はパワハラ行為にあたる」とすること が相当と整理した。
- ・ 同年 3月 副町長は3月10日付で辞職した。

対策委員会では「本事案はパワハラ行為」と認定した。

第2回臨時会(3月16日開催)に町長、教育長の減給処分案 を提出し可決された。

(町長 30/100 1か月、教育長 10/100 1か月)

## (2) 今後の対応

町では今後、最終報告書をとりまとめるとともに、再発防止に向け、全職員アンケート調査を行うなどして「(仮称) 壮瞥町パワー・ハラスメントの防止等に関する指針」を策定し、職員が働きやすく能力を発揮しやすい職場環境づくりを推進していく考えです。

今回の事案につきましては、当該職員はもとより、職員をはじめ町民の皆さまや関係 機関の皆さまに、多大なご迷惑をおかけし、心からお詫び申し上げます。

今後、再発防止策などの職場環境改善を図り、職員の皆さま、町民の皆さまからの信頼回復に全力をあげて取り組んでまいる所存です。

令和5年3月16日